

金銭等管理契約書

(甲) _____と(乙) 若狭町社会福祉協議会は、金銭等管理について、次のとおり契約します。

(目的)

第1条 若狭町社会福祉協議会が実施する介護サービス等の利用者のうち、家庭の事情等により少額の現金および自宅玄関出入り口等の鍵を預かることに関して、適切に管理することを目的とします。

(管理の対象)

第2条 介護サービス等の利用者の少額の現金および自宅玄関出入り口等の鍵を対象とします。

(管理の期間)

第3条 管理の期間は、契約時より1年間とする。ただし甲乙とも申出がなければ、同じ条件で更新するものとし、以後も同様とします。

(管理費用)

第4条 契約時に甲が100円負担します。

(管理方法)

第5条 当社会福祉協議会の管理マニュアルを基本として管理します。

(管理中の損害)

第6条 管理の期間において、管理マニュアルに沿った対応を実施したにも関わらず、損害が生じた場合について、一切乙はその責務を負いません。

(管理の終了)

第7条 事前の申出により、契約を終了しようとする際は、引き渡し書に必要な事項を記入し、署名、捺印するものとします。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

(甲) 契約者住所：

氏名： ⑩

(乙) 事業者住所：福井県三方上中郡若狭町市場18-18

氏名：社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会
会長 塚本 新一 ⑩